


現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成23年度](#) → 01 地球温暖化対策の推進

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

01 地球温暖化対策の推進

施策

1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の運用
- (2) 特定事業者(温室効果ガスを多量に排出する事業者)から提出される「取組計画」の受付、内容確認及び公表

3 事業の現状及び課題

- 地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例を制定。
- 平成24年3月に、条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」(平成23年度～平成26年度)を策定。
- 2010年度(平成22年度)の県内の二酸化炭素排出量を基準年(1990年)に比べて8%以上削減するという目標設定に対し、2009年度(平成21年度)は景気の悪化等の要因により目標を達成した。
しかし、家庭や業務部門での排出量は基準年に比べて大きく増加しており、引き続き家庭や事業所における省エネルギー等の対策の推進が必要。
- 鳥取県地球温暖化対策条例に基づく特定事業者(原油換算エネルギー使用量1,500kl以上の事業者)は平成23年度末で78事業者。
- 特定事業者は、温室効果ガス削減のため3カ年の「取組計画」を作成し、県へ提出。計画を基に年度ごとに「達成状況報告」を報告する必要がある。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「鳥取県地球温暖化対策条例」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 02 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

02 環境にやさしい県庁率先行動計画の推進

施策

1 事業の目的

県が、自らが一つの事業者・消費者としての立場から環境に配慮した事務及び事業を率先して実践し、環境への負荷の低減を図るとともに、市町村、事業者、県民の行う自主的な取組を促進する。

2 事業の内容

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定した。本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画として位置付けており、この計画に基づき、県のすべての機関が、二酸化炭素排出量の削減、ゴミの減量化、グリーン購入等の環境に配慮した事務に取り組んでいる。

また、グリーン購入については、「鳥取県グリーン購入基本方針」に基づき、判断基準に適合する物品等の優先購入を推進。

3 事業の現状及び課題

平成23年8月に「環境にやさしい県庁率先行動計画(第4期)」を策定し、平成27年度までの5ヵ年計画として運用を実施している。

本計画の策定にあたっては、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」の改正により県組織が省エネ法の対象になったことから、対象組織等の整合性、取組の拡充、形骸化した事務の軽減化等の見直しを行った。

連絡先

総務部 総務課 総務企画担当 電話0857-26-7883

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより


「環境にやさしい県庁率先行動計画」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65557>

「グリーン購入に関する情報」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17855>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 03 ライトダウン推進の取組

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

03 ライトダウン推進の取組

施策

1 事業の目的

平成15年より環境省提唱のもと、地球温暖化防止の気づきに繋げるため、ライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO2削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。

更に、洞爺湖サミットの開催に先立ち、低炭素社会の実現に向けて環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、毎年7月7日を「クールアース・デー」とすることを地球温暖化対策推進本部(平成20年6月17日開催)において決定。

これを契機に、鳥取県庁でも20年度から職員に対する意識啓発及び県民への省エネルギー活動推進の普及啓発を目的として、本キャンペーンに参加。

平成24年度は、全国的に電力不足が予想されるため、県民、企業に節電の呼びかけを広くPRする。

2 事業の内容

<夏至>

- 「とっとりエコサマー24」キャンペーン実施
- 鳥取県遊戯業協同組合、鳥取商工会議所への節電呼びかけの訪問
- 鳥取駅前でのリーフレット配布
- 一斉退庁の実施(6月21日)
- 昼休憩時、時間外勤務時における節電呼びかけの省エネパトロールの実施

3 事業の現状及び課題

平成23年度は、東北大地震が起こったため、ライトダウンイベント(「七夕」窓文字、トリピーの消灯カウントダウン等)を中止した。

本年も厳しい電力不足が予測されることから、県庁内を含む一般企業、県民の方へ向けての節電の呼びかけを強化する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当：電話0857-26-7874

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成23年度](#) → 04 企業立地事業補助金

📍 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

04 企業立地事業補助金

施策

1 事業の目的

企業立地事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機械の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資する。

2 事業の内容

<補助制度の概要>

業 種	補 助 基 準	補 助 額	限 度 額
製造業、その他知事が必要と認めた事業	(1)投資額:1億円超 (県内中小企業は3000万円超) 雇用:常雇10人以上 (県内中小企業は3人以上)	(1)投資額の10% ~15%	2億円~30億円 ※投資規模、雇用増の数に応じて限度額が異なる。
	(2)二酸化炭素削減効果のある設備 投資への補助	(2)投資額の1/3	2億円
自然科学研究所・技術者研修所	投資額:3000万円超 雇用:技術者5人以上 (県内中小企業は3人以上)	投資額の30%	10億円
ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企业	投資額:3000万円超 雇用:技術者5人以上 (県内中小企業は3人以上)	投資額の10%	10億円
情報処理・提供サービス業	投資額:3000万円超 雇用:含パート20人以上	投資額の10%	2億円

○一定の要件を満たす事業には、補助金の加算がある。

環境関連事業の加算は次のとおり。

二酸化炭素の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業 加算率:5%、限度額:10億円

3 事業の現状及び課題

従来から、県外企業の鳥取県への進出、県内企業の新增設を積極的に支援し、県内での投資促進、雇用拡大を図っているところである。

厳しい経済環境が続く中、企業のニーズにあわせて要件緩和行ったり、県の経済成長戦略に沿って制度の拡充等を行っている。

中小企業においては、設備投資が雇用増に結びつかない場合もあり、いかに両方を実現するかが課題となっている。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 企業立地推進室 電話0857-26-7220

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 05 とっとりCO2ダイエット作戦事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

05 とっとりCO2ダイエット作戦事業

施策

1 事業の目的

県民が自ら積極的に環境配慮行動を進めるための経済的インセンティブとして、協賛店舗からサービス提供を受けることにより、地球温暖化防止と環型社会づくりに向けた県民一人ひとりの機運の醸成を目指します。

2 事業の内容

- 協賛店舗開拓員を東部・中部・西部に設置し、対象地域の店舗や企業を訪問。省エネ製品の購入や、マイバッグを持参し、レジ袋、包装を断るなどのCO2削減につながる行動を行った県民に対して、ポイント加算や割引、プレゼントなどのサービスを自らの負担で提供する店舗の開拓を行う。
- 広く県民に協賛店舗をPRし、多くの県民が日常生活においてエコアクションを起こせるような社会づくりを進める。
- 制度について鳥取県・島根県で連携して普及啓発を図り、山陰エコスタイルを進める。
事業費7,980千円


3 事業の現状及び課題

協賛店舗を多く開拓することが課題。事業のPRを広く啓発する。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 06 みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

06 みんなで取り組む「わが家のエコ録」推進事業

施策

1 事業の目的

普段の生活でよく使われる携帯電話やパソコンを利用して環境家計簿をつけることができる「わが家のエコ録」システムを展開することにより、二酸化炭素排出量がグラフで確認できたり、エコアイデアを掲載・閲覧できたりすることで、家庭での環境配慮活動を支援する。

2 事業の内容

サイトの管理を行うとともに、システムのPR協賛企業の募集等を行う。

【内容】

- (1)お知らせ情報
エコイベント情報等を掲載する。
- (2)エコアイデア
利用者から投稿のあったエコアイデアの内容を管理者画面で確認し、公開する。
- (3)得点情報
協賛企業が提供するサービスの情報等を掲載する。
- (4)メール送信
毎月、利用者に電気使用量等の実績入力時期が近づいていることを知らせるメールを送る。
その他、必要があればメールを送る。

3 事業の現状及び課題

登録者数が伸び悩んでおり、協賛企業の増加や、エコアクションポイントとの連携によるメリットの拡充が必要。


連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「鳥取県環境家計簿『わが家のエコ録』」
<http://www.ecoroku.jp/>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成23年度 → 07 戦略的な「環境経営」推進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

07 戦略的な「環境経営」推進事業

施策

1 事業の目的

低炭素社会に向け、県内中小企業等が省エネと生産性向上を両立させる「環境経営」に効果的に取り組むために必要な省エネ診断を支援し、また、省エネ診断に基づく新エネ・省エネ設備の導入に対して助成する。

2 事業の内容

(1) 省エネ診断支援事業

年間の原油換算エネルギー使用量が100キロリットル未満の中小企業等に対して、県の委託機関による無料の省エネ診断を実施。

(2) 環境対策設備導入促進補助金

県内中小企業が省エネ診断に基づき取り組む新エネ・省エネ設備の導入に対して助成する。

- ・補助率1/3～1/2
- ・補助金上限500万円

3 事業の現状及び課題

補助事業者からは、設備導入によるコスト削減、生産効率・サービスの向上に加えて、従業員の環境意識の向上効果が報告されており、県内企業の温室効果ガス排出抑制に加えて、企業競争力の強化や地球温暖化に対する意識の高揚にも有効と認識。

一方で、県内企業の省エネ等の環境対策への意識や取組はまだ不十分であり、より広く県内企業に環境経営を浸透させるためには、設備補助に加えて、省エネ計画作り等も支援する必要がある。


連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代産業育成室 電話0857-26-7565

参考URL

鳥取県産業振興総室のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99323>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 08 LED産業競争力強化事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

08 LED産業競争力強化事業

施策

1 事業の目的

本県LED産業の更なる競争力強化を図るとともに県内産LED商品のブランド化を促進する。

2 事業の内容

(1) LED商品企画支援チームの設置

県内企業がLED商品を開発する際に人材不足や資金不足で企業単独での取組に苦慮している部門(商品企画、光学設計、機構設計)を補完し、企業の競争力ある新商品開発を支援するチームを(財)鳥取県産業振興機構に設置する。

(2) 鳥取県産LED製品のブランド化推進

県産LED製品の安全性及び品質に関する基準を定め、(地独)鳥取県産業技術センターが実施する統一性能試験をクリアした製品に統一ブランドを使用し、LED専門展示会等でPRすることで、市場や消費者における県産LED製品及び県内LED産業の認知度を高める。

また、企業が適確に統一性能試験に対応するための講習や説明会を実施する。

3 事業の現状及び課題

LED関連企業の集積と(地独)鳥取県産業技術センターの光測定・評価設備の充実という本県の強みを活かすため、平成22年にLED戦略研究会を設置し、市場情報提供や取組の方向性の協議を行うとともに、新商品開発補助や新分野参入を目指す研究開発プロジェクト(H23:花き栽培用LED照明の開発)への取組が始まり、県外LED企業の誘致も含め、少しずつ成果が生まれ始めている。

しかしながら、人材や開発資金の不足から、県内企業の新商品開発は思うように進んでおらず、また、新商品を開発しても競合商品との差別化を明確に打ち出せていないため、販路の確保に苦慮しており、商品差別化の必要性や実際の新商品開発を行う上での具体的な課題(商品企画、光学、機構等の設計)について、企業から支援ニーズが寄せられている。

全国的にも多くの自治体がLED産業振興に力を入れてきており、本県の強みを基に市場での地位を確立するためには、競争力ある商品開発とともに、イメージ及び安全性・品質の両面でブランド化を推進することが必要である。

連絡先

商工労働部 産業振興総室 次世代産業育成室 電話0857-26-7565

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 09 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

09 安全なまちづくりLED防犯灯設置促進事業

施策

1 事業の目的

市町村等が行うLED防犯灯の新たな設置を促進し、もって、防犯環境の整備による犯罪のないまちづくりの推進を図ること。

2 事業の内容

「市町村が、自らLED防犯灯を新設するのに要する経費」及び「自治会や町内会等がLED防犯灯を新設する経費に対して実施する市町村の間接補助金」の3分の1を補助する。
(なお、LED防犯灯とは、夜間における犯罪の防止を図るための照明器具で、道路や公園など防犯上必要があると認められる場所に設置するLED灯火及び灯火のカバーをいう。)

3 事業の現状及び課題

連絡先

生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 電話:0857-26-7183

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 10 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

● もどる

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

10 LED照明等省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業

施策

1 事業の目的

県有施設への優先的な省エネルギーへの取組みを通じ、事業者として環境負荷の低減に努めるとともに、市町村・企業等の省エネへの取組みを促進する。

県内において各種LED照明の開発が進んでいるところであり、県がニーズを示すことにより、更なる新商品の開発等技術革新を促す。

2 事業の内容

知事部局所管の県有施設及び企業局所管の県有施設に対し、LED照明、LED誘導灯の導入をはかる。
平成24年度導入計画(照明灯のLED化 約2000本、誘導灯のLED化 約100本)

3 事業の現状及び課題

LED照明、LED誘導灯を中心に、県有施設への導入し、エネルギー使用量削減に努めている。(年間255,195kwhの電力量削減を見込んでおり、その結果約3,200千円の電力料金の削減を見込んでいる。)

気候変動など、やむを得ない事情も多々あるが、時間外削減や照明の間引き、機器の保守点検等の日常のソフト対策と、省エネ設備導入等のハード対策を組み合わせながら、より一層エネルギー使用の合理化に努める必要もある。

H23年度省エネルギー型設備の県有施設への率先導入事業の執行状況(H23.12.27現在)【知事部局のみ】

(1)LED照明導入

状況	要望施設・箇所名	使用(導入)箇所	導入(予定)本数(本)	執行(予定)額(千円)	削減年間電力量(kWh)	削減年間電力料金(千円)
導入済	栽培漁業センター	廊下他	22	192	440	6
	皆成学園	養護棟事務室	40	433	4,204	53
	防災局	災害待機室	8	93	1,401	18
	総合療育センター	外来玄関、通園玄関	76	998	7,989	101
	喜多原学園	男子寮、女子寮	48	389	1,752	22
	西部総合事務所	廊下、執務室 他	548	5,248	21,532	271
	農業大学校	職員室	96	686	3,264	41
	林業試験場	森林学習展示館 他	132	893	12,551	158
	とっとり賀露かにっこ館	展示室 他	94	999	13,462	170
	西部総合事務所特殊車両庫	特殊車両庫 等	3	194	103	1
	燕趙園	レストラン、売店 他	172	1,636	25,039	315
	公文書館	受付カウンター、廊	86	1,657		

		下、閲覧室 他				
導入中	中部総合事務所県民局	執務室等	160	1,690	5,960	75
	皆生尚寿苑	管理棟、廊下他	320	5,100	12,762	161
	中部総合事務所農林局	農林局執務室 等	170	2,000	7,000	88
合計			1,975	22,208	117,459	1,480


(2)LED誘導灯導入

状況	要望施設・箇所名	使用(導入)箇所	導入(予定)台数(台)	執行(予定)額(千円)	削減年間電力量(kWh)	削減年間電力料金(千円)
導入手続中	東部福祉保健局	廊下他	14	514	3,679	46
	西部総合事務所	廊下等	23	826	1,165	15
合計			37	1,340	4,844	61

連絡先

総務部総務課総務企画担当 電話:0857-26-7883

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 11 アイドリングストップ推進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

11 アイドリングストップ推進事業

施策

1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、自動車の適切な整備やエコドライブを推進し、地球温暖化防止及び地域環境の保全に寄与する。

2 事業の内容

・アイドリングストップ推進事業者等の認証の推進
「鳥取県地球温暖化対策条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの推進事業者等を認証すると共にアイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)

「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(H21.6.1)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや推進事業所等の認証制度は、新条例に基づいて実施している。

3 事業の現状及び課題

- ・県内の東部・中部・西部の運転免許センターでアイドリングストップ普及のためのチラシを配布
- ・アイドリングストップを含むエコドライブの推進のため、各自動車学校で講習を実施

連絡先


生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイト「アイドリングストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成23年度 → 12 ノーレジ袋推進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

12 ノーレジ袋推進事業

施策

1 事業の目的

地球温暖化防止と循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルへの第一歩となる「レジ袋削減」を図るため、県下統一した「ノーレジ袋デー」の継続強化等を図る。

また、10月から東部地域のスーパーマーケットを中心にレジ袋の無料配布を中止する取組により、環境への意識を高める。

2 事業の内容

- (1) 東部・中部・西部の県内3地域「ノーレジ袋推進協議会」で、レジ袋削減に向けた具体的取組(レジでの声かけ、店内放送、広報等の強化等)を推進・レジ袋辞退率の目標を設定し、取組を強化
- (2) 県民全体にレジ袋削減への動機づけ、きっかけを行うため、毎月10日「ノーレジ袋デー」を継続実施中。
- (3) 10月から東部地域においてレジ袋の無料配布の中止を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 取組3年間でレジ袋辞退率が1割台から約3割まで上昇し、少しずつノーレジ袋・マイバッグ運動が広がりつつあるが、現在、辞退率は停滞している。
- 東部地域のスーパーマーケット事業者間において、レジ袋無料配布中止の足並みが揃い、10月1日から実施することとなる。
- レジ袋の無料配布中止の実施及びレジ袋の削減・マイバッグの持参を広く消費者へ周知することが必要。
- 東部地域での取組を、中・西部地域へ波及させることが重要。



連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「ノーレジ袋推進の取組」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/178899.htm>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 13 鳥取エコハウス推進事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

13 鳥取エコハウス推進事業

施策

1 事業の目的

本県の気候・風土等に適し、県産材を多用した鳥取県型環境配慮住宅(鳥取エコハウス)の規格型住宅(プロダクト住宅)を開発し、県内工務店・建築家が参加できる仕組みを構築することで、消費者が安心して購入できる環境にやさしい住宅の普及を図ることにより、環境負荷の低減に配慮した住宅づくりを推進する。

2 事業の内容

(1)プロダクト住宅普及促進委託

鳥取エコハウス推進協議会が行う鳥取エコハウスのプロダクト住宅の普及、販売に向けた活動に対して支援を行う。

・プロダクト住宅モデルルームの製作

プロダクト住宅を体感できるモデルルーム(組立移動式)を製作し、県内外で開催される住宅フェアなどでPRを行うとともに家具などの地場産業者の製品の展示も行う。

(2)県産スギ材厚板耐力壁の壁倍率試験

平成23年度に強度試験を行った県産スギ材耐力壁について、試験結果をもとに壁倍率の国土交通省大臣認定を取得する。構造用合板に代わる県産スギ材厚板耐力壁の壁倍率試験を行い、木造住宅軸組の壁倍率の国土交通省大臣認定を取得することにより、同耐力壁を普及させ県産スギ材の需要拡大を図る。

3 事業の現状及び課題

鳥取エコハウス推進協議会において、鳥取エコハウスの目指す家を検討し、それを実現するための基本ルールの設定、県産材の安定供給とコストダウンを図るための県産材の規格化ルール及びモデルプランを設定。

今後事業化に向けて住宅取得者や地元工務店にイメージ、コスト、魅力などを分かりやすく提示し、モデル住宅の普及推進と魅力ある商品化を増やすことが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7398


参考URL

住宅政策課のwebサイトより

「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 14 環境にやさしい木の住まい助成事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

14 環境にやさしい木の住まい助成事業

施策

1 事業の目的

県産材の需要拡大、伝統技術・文化の継承、地場産業の振興及び環境にやさしい住まい作りの推進を図るため、一定量以上の県産材を活用して住宅の新築又は改修を行う場合に県産材の使用量等に応じた助成を実施。

2 事業の内容

[新築に対する助成]

県産材を15m³以上使用して木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限40万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限18万円)

○伝統技術活用住宅への助成

在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額15万円の助成を上乗せ(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

○環境配慮住宅への助成

環境に配慮した住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額17万円の助成を上乗せ通し柱が13.5cm以上

・長期優良住宅認定を受けた住宅で構造材に県産JAS製材を使用し、柱の小径が12cm以上、

・戸建住宅の環境性能を評価するシステム「CASBEEとっとり戸建」の評価結果がAランク以上かつ重点評価項目が15点以上

・住宅履歴情報保管サービス機関等と、住宅履歴情報の保管に関する契約を締結すること

・自然エネルギーを利用する住宅として、次の(1)から(5)の基準を満たすこと

(1) 主要な居室の室内建具は引戸とすること

(2) 主要な居室は2面採光とすること

(3) 主要な居室の庇の出を0.3Hとすること

(4) 居室の開口部を複層ガラス(3+A6+3)以上とすること

(5) 主要な居室の開口部(延面積の30%以上)を真南±30度の位置に設置すること

[改修に対する助成]

県産材を1m³以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施

○県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万円を助成(上限20万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限9万円)

3 事業の現状及び課題

助成制度は着実に県下に浸透しており、消費者にとって県産材活用への確かな動機付けとなると共に、木材・住宅関連の地域産業を下支えている状況。また、伝統技術を活用した場合には上乗せの助成を行っており、伝統技術の継承・職人の雇用創出にも貢献している。

今後の課題として「環境にやさしいすまいづくり」といった観点から、より環境性能の優れた住宅ストックの供給を促していくことが必要。

連絡先

生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画係 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成23年度](#) → 15 公営住宅ストック総合改善事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

15 公営住宅ストック総合改善事業

施策

1 事業の目的

県営住宅ストックの長期利用により、LCC(ライフサイクルコスト)の縮減と建替えに伴う環境負荷の低減を図る。
なお、省エネルギー改修する場合は、住生活に伴う二酸化炭素の排出を抑制(LCCO2を低減)する。

2 事業の内容

機能低減が著しい昭和50年代建設のRC4階建て階段室型住棟について改善事業を実施する。
全面的改善事業:概ね20戸以上の住棟について、エレベーターを設置する等バリアフリー化すると共に、内装・設備をリニューアルする。
エコ改善事業:概ね20戸未満の住棟について、省エネルギー(断熱)改修すると共に、設備・配管改修を実施する。

3 事業の現状及び課題

全面的改善事業のコスト縮減、エコ改善の手法の確立(H24年度設計)が課題となっている。

改修事例(県営住宅ひばりが丘団地S52-3棟)



改修前



改修後



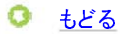
連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県くらしの安心局住宅政策課のwebサイトより
「くらしの安心局住宅政策課」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 16 みんなのエコフェスタinとっとり実施事業



もどる

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

16 みんなのエコフェスタinとっとり実施事業

施策

1 事業の目的

環境における将来の鳥取県が目指す方向を示し、環境について考えていく場を用意することで、NPOや地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」の取組を県民運動として推進していく。

2 事業の内容

開催日	平成24年11月10日(土)
場所	コカ・コーラウエストスポーツパーク 県民体育館 ※「食のみやこ鳥取県フェスタ」と同時開催を予定
主催	鳥取県
協力	市町村、鳥取環境大学、とっとり環境ネットワークの会員(企業、団体、個人等96団体)、 企業、NPO法人等の環境活動実践団体等
実施内容案	<ul style="list-style-type: none"> ・「とっとり環境イニシアティブ」6つの目標(エネルギーシフト、循環社会、環境実践、安全・安心、自然共生、景観・快適さ)を、分かりやすく、楽しく知ってもらい、実践へつなげる。 ・省エネチャレンジ大賞、エコ工作チャレンジ大賞の表彰(来場者による投票審査) ・最新環境技術の展示・体験、企業・環境活動実践団体による出展、フリーマーケット、体験コーナー等

3 事業の現状及び課題

○環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を周知することにより、NPO、地域、企業、行政、個人各々が取組まなければならない課題を認識・共有し実践につなげることを期待。


○省エネチャレンジ大賞、エコ工作チャレンジ大賞の表彰により、企業、県民の方の取組む意欲を引き出す。

○最新環境技術の展示・体験により注目を集め、併せて太陽光発電、電気自動車等の県民の関心の高い技術を紹介することにより、楽しみながら環境配慮行動を実践する意識を醸成。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → [平成24年度](#) → 17 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-2 企業・家庭における環境配慮活動の推進

17 鳥取県環境立県推進功労者知事表彰

施策

1 事業の目的

県内において環境保全のための実践活動、技術の開発・普及、教育啓発活動等を行い、環境立県の推進に顕著な功績のあった個人又は団体を顕彰することにより、県内における環境活動を一層推進する。

2 事業の内容

表彰は、次の功績を有する個人等について行う。

(1) 環境保全のための実践活動に関する功績

広域的、先導的若しくは長期的な環境保全活動、環境美化活動若しくは緑化推進活動を行い、又は環境行政に協力若しくは従事したこと。

(2) 環境保全のための技術等の開発・普及に関する功績

省エネルギー技術、温室効果ガスの排出低減技術その他の環境保全のための技術若しくはそれらの技術を用いた製品の開発若しくは研究、又はそれらの先導的若しくは大量の導入若しくは普及啓発を行ったこと。

(3) 環境保全のための情報発信・教育啓発に関する功績

多年にわたり環境保全のための情報の発信、又は学校、地域、企業等における教育啓発活動を行ったこと。

3 事業の現状及び課題

環境美化、廃棄物の適正処理に対する表彰の他には、環境関連の顕彰制度はなかったため、平成18年度に自然環境保全活動、地球温暖化防止活動、環境教育活動、省エネ技術の開発、導入等といった環境全般にわたる顕彰制度を創設した。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 総務担当 電話0857-26-8428


参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県環境立県推進功労者知事表彰制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65295>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 EVタウンの推進

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-3 社会システムの転換

01 EVタウンの推進

施策

1 事業の目的

CO2削減のための有効な手段の一つである電気自動車(EV)の普及を推進する。

2 事業の内容

- (1)EVの導入促進・普及啓発
 - EV及びEVバイクの導入促進支援
 - ・県内産EV及びEVバイクに対して購入助成を行う
 - 公用車としての率先導入
 - ・公用車として県内産EVを率先導入し、CO2の削減を図るとともに、試乗会を適宜開催し、県民や他県へも積極的にPR
 - カーシェアリングによる県公用車としての率先利用とEVの体験機会の創出によるPR
 - ・EV3台(平日)の借り上げ
 - 県内をより安心して走行できる環境の整備
 - ・普通充電器設置への補助を継続し、宿泊施設、コンビニエンスストアなどへの設置を推進
 - 展示・試乗会の開催
 - ・関西広域連合統一イベントとして参加自治体で一斉にEVキャンペーンを実施
 - ・大規模イベント等を活用し、EV・EVバイクの展示試乗会を実施
- (2)EV普及モデルの検証
 - 広域観光ルートにおいてEVの活用を実証
 - ・充電インフラの充実により県内を安心してEVで走行できることをPRするために、EV観光ルートを県民に提案してもらい、実際にモニターツアーで走行してもらう。



3 事業の現状及び課題

- レンタカー事業者と連携したカーシェアリングによる公用車としての率先利用を行うとともに、インフラ整備のため充電設備に対する補助事業を実施
- 平成22年12月に経済産業省の「EV・PHVタウン」の一つとして選定され、岡山県と連携したEVの普及モデルを全国に発信することが期待されている
- 平成24年3月末時点で県内の急速充電器は26箇所、普通充電器は49箇所に設置済
- 県内のEV登録台数は平成24年3月時点で138台にまで増加

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

参考URL

経済産業省 EV・PHV情報プラットフォーム

<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/evphv/town/state/tottori.html>

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 バイシクルタウン推進事業

[もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-3 社会システムの転換

02 バイシクルタウン推進事業

施策

1 事業の目的

「とっとり環境イニシアティブプラン(平成24年3月31日策定)」に位置づけられているモーダルシフト(交通手段の転換)の推進の一環として、自動車から自転車への転換拡大を進める「バイシクルタウン構想」を検討するとともに、県民・企業の通勤手段等における自転車利用推進を支援する。

2 事業の内容

(1) バイシクルタウン構想検討会の設置及び運営

自転車から自転車へ交通手段の転換拡大を進める「バイシクルタウン構想」に取り組むための検討会を設置し、モデル地区を設けて構想を策定する。

(2) 県民や企業の自転車エコ通勤者等の取り組み支援

自転車エコ通勤を推進するために県民モニターを募集するとともに、平成23年度に県職員で実施した自転車通勤の取り組みを拡大させる。参加者へのアンケート調査により、継続的なエコ通勤の推進や自転車利用のための課題等を整理し、今後のバイシクルタウン構想に活かす。



静岡鉄道の例



しまなみサイクルトレインの例

3 事業の現状及び課題


連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境実践推進担当 電話0857-26-7874

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 03 若鉄サイクルトレイン化で若桜谷活性化事業

 [もどる](#)

2 NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開

2-3 社会システムの転換

03 若鉄サイクルトレイン化で若桜谷活性化事業

施策

1 事業の目的

若桜鉄道のサイクルトレイン化(自転車を折りたたんだりせず、そのまま車両に持ち込むことができるもの)により、地域に新たな来訪者を呼び込むために必要な事業に対して支援を行う。

2 事業の内容

実施主体: 八頭町商工会・若桜町商工会(青年部)

〈事業内容(計画)〉

- (1)ポタリング&サイクルトレインマップ作成
 - ・若桜駅下車後にポタリング(※)を楽しむためのツール
 - ・若桜鉄道、沿線の見どころを掲載、ダウンロード用情報もHPで発信
- (2)啓発イベント「サイクルトレイン」
 - ・サイクルトレインとサイクリングを楽しむイベントを実施。
 - [H23年度実証実験の後継事業]
- (3)広告掲載
 - ・サイクルトレインの定例化及びイベントを周知する。
 - (新聞折込チラシ、自転車専門誌への掲出)

3 事業の現状及び課題

近日中に、事業実施に向けて関係者会議を開催する予定。

連絡先

八頭総合事務所県民局 地域振興室 電話0858-72-3968